一般質問

本会議の映像はＹｏｕＴｕｂｅにアップロードしております。
一般質問のページに掲載しているＱＲコードから動画を視聴することができます。

本市のリサイクル率9.8％を打開する施策はあるのか!?



にじ
畑中昌子 議員
が問う！

ごみ減量化とリユース・リサイクル施策の推進について

本市のリサイクル率は約9.8％と、全国平均の19.3％、県平均の13.5％を大きく下回っている。現在、マナー維持と分別管理のため平日の対面回収が行われているが、今後、時間外回収や土日回収の実施は検討できないか。また、衣類以外の繊維製品についても回収対象を拡大し、さらなるごみ減量化に繋げる考えを伺う。

Q. 回収の利便性向上について伺う。

A. 市は、現在、衣類の拠点回収を、平日の開庁時間に市役所生活環境課の窓口及び各地区公民館の10カ所で実施しており、衣類を預かる際に、申請用紙に住所、氏名、連絡先等を記入してもらい、リユースとして使用可能な状態であるかなどを確認しながら、回収を行っている。

今後、新たな品目拡充や現在回収できない名前の記載されている子ども用衣類などの取扱いについて、事業者と検討を進めていきたいと考えている。

また、土日の運用については、衣類の拠点回収が始まってまだ間もないことから、回収状況の推移を見定めながら、コスト負担等の課題を整理していきたいと考えている。

Q. プラスチック資源物の分別拡大による効果について伺う。

A. 本年4月から7月までのプラスチック使用製品等の回収による効果は、容器包装プラスチック等として回収していた昨年度同期と比較して、約20パーセント増加している。その一方で、「燃やさないごみ」の搬入量は、約20パーセント減少している。

なお、今後の目標値については、昨年3月に策定した市の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、令和16年度までに「一人一日あたりのごみ排出量」を令和6年度実績975グラムに対し、860グラム以下、「リサイクル率」を令和6年度実績9.8パーセントに対し、17.5パーセント以上とする目標値を定めている。

その他の質問
○中学校部活動の地域移行について

動画は
↑こちらから↑

戦没者追悼の在り方を共に考えよう!!



そうま市民の会
浦島勇一議員
が問う！

平和を願い戦没者を追悼する市民の式典について

終戦より81年の歳月の経過と共に遺族会会員の高齢化などにより組織運営上の諸課題が顕在化している。本市の1072名の戦没者のご英霊のご冥福をお祈りし、そのご慰徳を後世に伝え、末永く追悼していくことは、現情勢下においては、行政の任うべき役割であると考え、戦没者を追悼する市民の式典について伺う。

Q. 遺族会の高齢化に伴う会員減少等、組織運営する上での課題認識を問う。

A. 市は、相馬市遺族会より、遺族会の現状について聞き取りを行った。その中で、現在の会員数は85人であり、高齢化による会員の減少や組織力の低下といった問題があるとの話があった。

また、福島県をはじめ全国的な流れとして、戦没者の孫世代の入会を勧めているところであるが、本市遺族会においては、なかなか加入が進んでおらず、組織としての活動が難しいことも大きな課題であるとのことである。

市としては、戦争を直接経験した世代が少なくなりつつある中で、記憶を次世代にどう引き継ぐのか、そして、その一翼を担う遺族会の活動を継続していくために何ができるか、遺族会と十分協議を重ねていきたいと考えている。

Q. 今後の遺族会運営を支援する対応と戦没者を追悼すべく市民意識の醸成について問う。

A. 市は、戦没者の方々に敬意と感謝を捧げ、先の大戦を遠い記憶とせず、歴史に学び、平和を実現し、維持していくための教訓を、次世代へと繋いでいく取組は重要なことであると考えている。

市では、これまで、毎年8月6日及び8月9日の広島・長崎の原爆投下の日、並びに8月15日の終戦の日にサイレンを吹鳴し黙とうを捧げることをはじめ、図書館において「非核・平和」の企画展示などを行ってきた。

市としては、遺族会会員の高齢化や会員数の減少など、遺族会が抱える課題を理解し、ともに活動ができる方法などを検討していきたいと考えている。

その他の質問
○松川浦大橋ふれあいマラソン大会について

動画は
↑こちらから↑

厳しい財政状況の中、ネーミングライツ制度導入で自ら稼ぐ仕組みづくりを!!



無会派
獺庭大輔 議員
が問う！

行財政改革による自主財源確保策について

相次ぐ災害の復旧費用や経営を維持するために公立相馬総合病院への繰出金などにより、市の財政は非常に厳しい状況にある。市民サービスや地域医療、防災対策を将来にわたって守り抜くため、自主財源を確保する手段として「ネーミングライツ」制度を導入する考えについて伺う。

Q. ネーミングライツ制度の「民間提案型」を導入する考えについて伺う。

A. 施設等への命名権、いわゆるネーミングライツ制度は、民間事業者の社名や愛称などを市の施設等に付与する対価として、ネーミングライツ料をいただく制度であり、自主財源の確保や施設の利活用の促進、市民サービスの向上、さらには、地域経済の活性化につながるものと認識している。

また、民間事業者にとっても、公共施設等への支援を通じて、知名度や信頼性の向上が期待されるとともに、地域社会への貢献につながるものと考えている。

ネーミングライツ制度の導入手法については、大きく分けて二つの方式がある。

一つ目の「施設特定型」は、行政があらかじめ対象施設を指定して募集するもので、市民サービスの拡充を優先させたい施設を選定することができ、市の事業計画に基づき、自主財源の確保や管理運営の効率化を図りやすいというメリットがある。

二つ目の「民間提案型」は、民間事業者が自由に対象施設を提案できるもので、柔軟な発想やノウハウを直接対象施設に活かすことができ、幅広い施設を対象にネーミングライツ制度を活用できるものと認識している。

市としては、ネーミングライツ制度の導入にあたり、「施設特定型」と「民間提案型」の双方の特徴を踏まえ、本市の実情や各施設の特性にどのような手法が最も適しているのか、他自治体の先行事例も参考にしながら、愛称の条件や応募資格、審査基準などを定めるガイドラインの策定に向けた検討を進めていく。

その他の質問
○若者の地元定着と多様な人材確保に向けた高卒採用枠の再開について

動画は
↑こちらから↑